



社会福祉協議会とは …

「社会福祉協議会」は、略して「社協^{しゃきょう}」と呼ばれています。
 社会福祉協議会は、地域の福祉を推進するため、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、地域住民のみなさんやボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関などの協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。
 全国、都道府県、みなさんがお住まいの市区町村のそれぞれに設置されています。



大崎市社会福祉協議会は、社会福祉事業活動の推進に努めてまいります。

1. 法人運営事業

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監事会
- (4) 役員等研修事業
- (5) 広報誌発行事業
- (6) ホームページ運営事業

「福祉」とは…
 それは「幸福」を表す言葉です。「自分の幸せ」と「みんなの幸せ」を大切に「福祉」にしよう。それは特別なことではなく、皆々の日常生活の中での「ほんの些細な」から生まれています。

2. 地域福祉活動事業 ～地域福祉活動計画《地域づくりレインボープラン》～

「地域福祉活動計画」における「ひとびとの心ふれあう地域づくり」のもとに、ふれあいと支え合いの地域づくりを目指し、各地域における福祉サービスを充実、強化して参ります。

【1】ふれあいと支え合いによる何にでも参加できる新たな地域づくり

＝ 住民や当事者が参加できる、社会福祉事業関係者の組織化 ＝
 地域のニーズを適切に組み込んだ住民参加型の事業展開を実施する為、地域福祉推進委員会の機能を充実強化します。

- (1) 地域福祉推進委員会
- (2) 社会福祉協力員活動推進事業

【2】ひとびとの絆をつくるボランティアの養成 ＝ ボランティア活動の普及推進 ＝

大崎市ボランティア連絡協議会の活動強化と、各地域ボランティアネットワークの構築と啓蒙、福祉教育、人材育成に努めます。

- (1) ボランティアセンター等事業
 - 「ボランティアセンターだより」の発行
 - ボランティアコーディネイト業務
 - ボランティア育成講座、福祉レク講座、研修会等の開催
 - ボランティアまつり、リフレッシュ等の交流事業
 - ボランティア活動育成事業

(2) 災害ボランティアセンター等事業

地震等の大規模災害に備え、災害に対する知識や意識を高めることや、日頃の見守り活動から災害時要援護者になり得る方々に対する支援体制、災害時に役立つ知識や技術を習得することを目的に、ボランティア育成・研修会を開催いたします。また、災害ボランティアセンター運営機能を高める為、防災備品、設備等の整備をするともに、行政・関係機関との連携による災害ボランティアセンター設置訓練等、体制整備の充実強化を図ります。

- 災害ボランティアセンター設置訓練・整備事業
- 災害ボランティア研修会等

- (3) 福祉・ボランティア活動協力校支援事業
- (4) サマーチャレンジ ボランティア事業

【3】支え合いを具体化する地域見守りネットワークの構築 ＝ 地域におけるふれあい・支え合い活動の推進 ＝ 安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域の要見守り高齢者世帯の安否確認（見守り）ネットワーク構築の充実強化を図ります。

(1) 地域見守りネットワーク事業（安否確認活動等事業）

地域で安心して暮らすことができるよう、地域の福祉関係者の協力・支援のもと、要見守り高齢者世帯等への定期的な訪問活動（絵手紙等の手渡し、緊急時必要備品の配布等）、あんしんカードを活用した緊急時の連絡体制整備など、安心して暮らせる地域づくりを目指し、交流活動（会食会、介護予防等に関する研修会等）、生活支援活動（日常生活上の悩み、困りごとを相談する場を提供）を行い、地域の見守りネットワーク構築の充実強化を図ります。

- 地域見守りネットワーク事業
- ひとり暮らし高齢者等安否確認事業
- ひとり暮らし高齢者の集い事業
- 困りごと相談所支援事業

(2) 社会福祉調査事業

【4】ふれあいと笑顔があふれる世代間交流の推進 ＝ 地域をつくる世代間の絆づくりの推進 ＝ 地域、世代間を超えた交流を図り、高齢者から子どもまでの絆づくりを推進します。

(1) 地域・世代間等交流事業

- いきいき講座シリーズ事業
- 世代間ふれあい交流事業
- 施設との地域交流事業
- 福祉まつり、シルバーフェスティバル等の地域交流事業
- 地域ふれあい植栽・防災訓練事業
- 障がい（児）者との交流事業
- 子育て家庭、児童、若年層世帯等との交流事業

(2) おおさき福祉の心コンクール事業

【5】地域づくりに向けた関係団体の交流 ＝ 人の和と団体の輪の地域づくり ＝

各支所地域の社協活動を充実させ、行政区単位等の地域福祉活動の展開を図り、関係福祉団体等と連携して地域の福祉力の向上を推進します。

(1) 小地域福祉ネットワーク事業

- 支部社協、地区社協支援事業
- 地区福祉会支援事業
- いきいきふれあいサロン推進事業
- 行政区「福祉部」支援事業

(2) 地域福祉団体等活動支援事業

【6】地域づくり推進のためのひとづくり ＝ 社会福祉の人材養成・研修 ＝ 地域福祉を支える人材の育成・教育を強化推進します。

- (1) ホームヘルパー2級養成講座事業
- (2) 福祉出前講座

- 介護、地域福祉、災害等をテーマとした福祉講座
- キャップハンディ体験（車椅子・白杖・点字体験）

【7】活動展開のための拠点づくり ＝ 事業展開のための拠点施設の整備と活動の展開 ＝

地域住民のニーズに沿った安心して暮らせる福祉環境を整えるため、未整備地区への福祉施設の整備を推進します。

また、地域における総合的な相談・援助業務（地域包括支援センター等）の体制整備を実施します。

(1) 在宅福祉サービスの拠点整備の検討

(2) 総合的な相談・援助活動

近年の社会情勢を鑑み、緊急性、必要性が高まってきている機能であることから、総合的な相談窓口機能の充実を目指し、地域包括支援センターを中心とした相談・援助活動の体制整備に努めます。

- 古川地域包括支援センター運営事業
- 田尻地域包括支援センター運営事業
- 玉造地域包括支援センター運営事業
- 各支所における生活相談事業